

# 令和2年度第3回庁議 会議録

[日 時] 令和2年5月29日（金）9時00分～10時5分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、参与及び各部局長  
港湾管理課長 代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部・教育委員会事務局)

(2) 生涯活躍のまち拠点施設（旧若宮小学校）の整備等について (企画部)

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 水防体制の変更について

1 市長あいさつ

本日の議題にもあるように、市議会定例会が、6月9日に開会予定である。

会派説明については、5月26日と27日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

本日は、「市議会定例会提出議案について」関係部局から説明をしていただき、会派説明を行った部局からは、「会派説明の結果報告」もしていただく。

その後、企画部から「生涯活躍のまち拠点施設（旧若宮小学校）の整備等」について説明をしていただく。次に、連絡事項として、危機管理統括部長から、「水防体制の変更」について説明していただき、その他、連絡事項があればお知らせをしていただく。本日の庁議は、10時に終了することを目標とする。

## 2 議題

### (1) 市議会定例会提出議案について（関係部局）

#### 会派説明結果報告について（企画部、教育委員会事務局）

市長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」、企画部、上下水道局、建設部、教育委員会事務局、経済部、総務部、福祉部、消防本部の順番で説明をお願いしたい。</p> <p>なお、来週月曜日の「部課長会」での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いする。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いしたい。</p>
企画部長	<p>企画部からは、報告5件、条例議案1件、一般議案2件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>まず、議案書の1ページから6ページ、報告第11号及び報告第12号の「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている長期総合計画策定費など6事業と、同じく工業用地造成事業特別会計の1事業の継続費繰越計算書の報告で、令和元年度予算額の未執行額を翌年度へ逐次繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の7ページから9ページ、報告第14号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、一般会計における別子山支所庁舎整備事業など23事業において、事業費の一部を翌年度に繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の10ページ、11ページ、報告第15号「事故繰越し繰越計算書の報告」については、一般会計における道路橋りょう災害復旧費の1事業において、事業費の一部を翌年度に事故繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の22ページ、報告第21号「専決処分した事件の承認」については、一般会計補正予算（第3号）について、新型コロナウイルス感染症に対応するため、国の地方創生臨時交付金を活用して、6月1日付専決にて予算措置するものである。</p> <p>内容について、簡単に説明する。</p> <p>国の地方創生臨時交付金事業については、国の考え方として、緊急時対応段階と、継続・回復段階の2段階に分けたうえで、Iの「感染拡大の防止」からIVの「強靱な経済構造の構築」までの</p>

	<p>4段階のフェーズを想定しており、それぞれのフェーズに応じた事業の事例案が示された。今回の補正予算は、それらを参考にしつつ、本市の現状を踏まえたうえで、緊急的に必要と思われる各事業について専決処分する予定としているものである。</p> <p>次に、一覧表をご覧いただきたい。</p> <p>一番下の欄、赤字部分、補正額は、4億978万8千円の追加となっている。次に、補正予算の主な内容について説明する。</p> <p>まず、Ⅰ 感染拡大の防止については5項目であり、ごみ収集業者や、し尿汲み取り業者や救急隊員に対する支援や観光施設や避難所の対策などである。</p> <p>次に、Ⅱ 雇用の維持と事業の継続については4項目であり、大きく分けて2点、1点目は子育て世帯への支援、2点目は、市内事業者への支援である。</p> <p>次に、Ⅳの強靱な経済構造の構築であるが、主には、今後の、感染症に強い学習環境や事業所を構築するための支援である。</p> <p>これらにより、地方創生臨時交付金の対象事業としては合計3億8,299万4千円となり、本市に対する地方創生臨時交付金の額としては、3億2,497万円となっている。</p> <p>その他、地方創生臨時交付金以外の国補助事業については、2事業である。</p> <p>以上が、専決処分を行う予定の、3号補正案についてである。</p> <p>次に、議案書の42ページから50ページ、議案第48号「新居浜市生涯活躍のまち拠点施設設置及び管理条例の制定」については、後ほど詳細を説明するが、生涯活躍のまち拠点施設を公の施設として設置するに当たり、必要な事項を定めるため、条例の制定をしようとするものである。この条例は、一部規定を除き、令和3年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第56号「令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)」については、滝の宮公園リニューアル事業の公共事業をはじめ、まちなか産直市場開設事業等の単独事業、小中学校ICT環境整備事業費等の施策費について予算措置するもので、今回の補正は、2億5千508万円の追加である。</p> <p>次に、議案第57号「令和2年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給する傷病手当費、512万円の追加である。</p> <p>具体的な補正内容については、会派説明資料(6月補正予算(案)の概要)のとおりである。</p> <p>引き続き、補正予算関係の会派説明の結果を報告する</p>
--	--

<p>上下水道局総括次 長</p>	<p>まず、6月1日付専決処分する補正予算第3号について、 <u>避難所3密回避対策事業</u>については、購入する備品は全ての避難所に配るのか。間仕切はどのようなものを検討しているのか。 <u>新居浜市タクシー事業者支援事業</u>では、どのような支援となるのか。実施することとなった経緯は。タイアップした配送システムの内容は。 <u>市内産業応援事業</u>では、4月専決した飲食業と宿泊業者で70%以上減少して申請があった件数は。今回の見込みは何件か。創業1年に満たない事業者への対応は。 <u>オンライン学習支援事業</u>では、インターネットやケーブルテレビがない家庭への対応は。オンライン環境がある家庭とない家庭で差ができるのではないかと といった意見が出された。 次に、補正予算第4号について、 <u>滝の宮リニューアル事業</u>では池の水を抜く事業を実施してはどうか。第4駐車場の整備予定は。飲食施設の再開は検討していないのか。工事完了予定はいつか。 <u>小中学校ICT環境整備推進事業費</u>では、家庭での使用を想定しているのか。通信環境はどのように想定しているのか。 <u>傷病手当費</u>では、何名を想定しているのか。自営業者は対象とならないのか。 といった意見が出された。 次に、生涯学習のまち拠点施設の整備については、 指定管理者の応募はありそうなのか。誤解を招かないように、広く公募すべきである。高齢者生きがい創造学園の関係者にはきちんと説明をしておいていただきたい。これまでの経緯や今後のスケジュールについて地元の合意はとれているのか。ローカル5G施設の設置は指定管理募集要項に入れられないのか。コアキングスペースは高校生も有料なのか。 といった意見が出されました。</p> <p>上下水道局からは、報告4件について説明する。 まず、議案書の5ページ、6ページ、報告第13号「継続費繰越計算書の報告」については、公共下水道事業会計において継続費を設定して進めている汚水処理施設共同整備事業費、下水処理場改築事業及び雨水ポンプ場改築事業に係る「継続費繰越計算</p>
-----------------------	---

<p>建設部長</p>	<p>書」の報告で、令和元年度予算額の未執行額を今年度へ通次繰越したものである。</p> <p>次に、議案書12ページから17ページ、報告第16号、第17号及び第18号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計における「資本的支出」に係る繰越計算書の報告で、国の令和元年度補正予算に対応したことや、関連工事の遅延等から、事業費の一部を本年度へ繰越したものである。</p> <p>建設部からは、報告1件及び条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の18ページ、19ページ、報告第19号「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定について」である。令和2年4月4日午前10時頃、角野新田町二丁目3199番3地先、河川敷右岸において、車両損傷した事故に係る損害賠償の額を「2万1,840円」と決定し、令和2年5月21日、専決処分をいたしましたので報告するものである。</p> <p>次に、議案書の40ページ、41ページ、議案第47号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正に伴い、共同住宅の省エネ性能の評価方法について、新たに導入された、住棟全体で評価する簡易な評価方法による「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請」手数料を徴収しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>教育委員会からは、報告第20号「専決処分の報告」及び会派説明の報告をする。</p> <p>議案書の20ページ、21ページ、本件は、損害賠償の額の決定についてであり、令和2年4月2日午後2時ころ、新居浜市立泉川小学校において、職員が除草作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた小石が、小学校北側の民有地に駐車中の小型自動車に当たり、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を98,054円と決定し、令和2年5月22日に専決処分をしたので報告するものである。</p> <p>日頃から、校内作業時の安全確認には万全の注意をお願いしているが、この事故を受け、校内作業時の安全確認、危険防止につ</p>

	<p>いて、全小中学校に再度注意喚起を行った。今後とも、学校長の指導の下、安全な学校運営に努める。</p> <p>引き続き、学校給食施設整備基本計画（変更案）について会派説明の報告をする。</p> <p>共同調理場を3センターから2センターに変更した経過、変更することによるデメリットは何か。センター変更後の調理員の雇用をどう考えているか。デザインビルド方式の採用理由、メリット、食育の継続等についての質問があった。</p> <p>経済部からは、一般議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書の23ページから27ページ、議案第40号「市有財産の無償譲渡及び無償貸付け」については、商業振興センターを廃止し、民間事業者に活用させることに伴い、建物を無償で譲渡し、土地を無償で貸し付けるため、議会の議決を求めるものである。</p> <p>次に、議案書の31ページ、32ページ、議案第42号「新居浜市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすること」については、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、議案書の60ページ、61ページ、議案第54号、「新居浜市森林環境譲与税基金条例の制定」については、森林の整備及びその促進に関する施策の財源にあてることを目的とした森林環境譲与税基金条例を制定するものである。</p>
<p>経済部長</p>	<p>総務部からは、一般議案1件、条例議案4件、追加提出予定の一般議案2件、人事議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書28ページから30ページ、議案第41号「工事委託契約」については、一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事を3億5,390万5,000円で委託契約を締結しようとするものである。</p> <p>次に、議案書の33ページ、議案第43号「新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正に伴い所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。</p>

<p>福祉部長</p>	<p>次に、議案書の34ページ、議案第44号「新居浜市史編さん審議会条例の一部を改正する条例の制定」については、副市長が2人体制となったことに伴い、審議会の会長について明確に規定しようとするものである。なおこの条例は公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の35ページ、36ページ、議案第45号「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定」については、「地方自治法」の一部改正により、市長等の損害賠償責任の一部免責について、条例により定めることが可能になったことに伴い一部免責について必要な事項を定めようとするものである。なおこの条例は公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の37ページから39ページ、議案第46号「新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」については、「地方税法」等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例等について規定するほか所要の条文整備を行うものである。なおこの条例は公布の日から施行したいと考えている。ただし、第2条及び第4条の規定については令和3年1月1日から施行する。</p> <p>次に、議案目次の欄外、追加提出予定の議案について、まず、「財産の取得について」が2件あるが、1件目は「梯子付き消防自動車」1台の取得、2件目は、「水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型(にがた)」1台の取得である。</p> <p>次に、新居浜市農業委員会の委員の任命については、新居浜市農業委員(19人)の任期満了に伴い、新たに委員を選任するため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、新居浜市消防委員会の委員の委嘱についても2件あるが、1件目については、消防委員7名のうち、4名の任期満了、2件目については、永易議員の辞任に伴い、新たに委員を選任するため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>福祉部からは、条例議案5件について説明する。</p> <p>まず、議案書の51ページ、52ページ、議案第49号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、3歳未満児を対象とする特定地域型保育事業所による保育が終了</p>
-------------	--

する際に、保護者の希望に基づき、引き続き必要な保育が提供されるよう必要な措置を市が講じている場合等は、連携施設の確保を不要とすることができるように基準を緩和するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書の53ページ、54ページ、議案第50号「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、先程の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正と同様に、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する基準を緩和するとともに、居宅訪問型保育事業者が保育を提供することができる場合に関する規定について、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の提供が可能である旨を明確にしようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書の55ページから57ページ、議案第51号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定については、国民健康保険に加入している被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、傷病手当金を支給することができるよう必要な事項を規定するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、納期限の7日前までに申請書を提出しなければならないものを、特別な事情がある場合には、市長が別に申請期限を定めることができるようにするものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金を支給することができるよう追加した規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用したいと考えている。

次に、議案書の58ページ、議案第52号「新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金が支給されることに伴い必要となる事務手続の規定を整備しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書の59ページ、議案第53号「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険

<p>消防長</p>	<p>料の減免について、納期限の7日前までに申請書を提出しなければならないものを、特別な事情がある場合には、市長が別に申請期限を定めることができるようにするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>消防本部からは条例議案1件について説明する。</p> <p>まず、議案書の62ページから64ページ、議案第55号、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」については、非常勤消防団員等の処遇改善を図ることを目的とし、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、消防団員等に対する公務災害補償に係る損害補償の補償基礎額の改定を行うものである。この条例は公布の日から施行し、本年4月1日から適用したいと考えている。</p>
<p>市長</p>	<p>ここまでの説明で、何かご質問、ご意見はないか。</p>
<p>市長</p>	<p>滝の宮の水抜きはやるのか。</p>
<p>建設部長</p>	<p>テレビ番組に採択されるかどうかはわからない。水を抜くということについては、改良区等については特に支障はないという返事をもたらしているが、いつやるか、どのようにするかということについては、まったく未定である。</p>
<p>市長</p>	<p>テレビに働きかけなくてよいのか。</p>
<p>建設部長</p>	<p>ネットで申し込むという窓口しかない。</p>
<p>市長</p>	<p>申し込んだのか。</p>
<p>建設部長</p>	<p>予算が未定なので申し込んでいない。</p>
<p>市長</p>	<p>前向きに検討していただきたい。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>環境問題に影響があるので、気を付けていただきたい。本来の野生生物と外来種の問題もあるので、環境問題を考えていただき</p>

	たい。
--	-----

(2) 生涯活躍のまち拠点施設（旧若宮小学校）の整備等について（企画部）

企画部長	<p>生涯活躍のまち拠点施設（旧若宮小学校）の整備等について、6月議会で設置条例を上程する予定であり、改めて情報共有を図るため、改修整備工事の概要、整備スケジュール等について説明する。</p> <p>資料の1ページ、まず、生涯活躍のまち拠点施設整備に関するこれまでの経緯について説明する。</p> <p>生涯活躍のまち拠点施設については、これまで地方創生特別委員会や会派説明でも説明してきたが、昨年6月に策定した若宮小学校施設活用基本計画に基づき、9月議会において若宮小学校改修実施設計業務の補正予算を計上、令和2年1月には、地方創生拠点整備交付金を申請し、同年3月に採択の内示を受け、2月議会で工事費等の補正予算を計上している。総事業費は約5億5千万、交付金充当額は1/2の約2億7千5百万円となっている。</p> <p>今後のスケジュールとしては、令和3年4月のオープンに向けて6月下旬から改修工事を開始する予定となっている。また、施設運営については、指定管理者制度を導入したいと考えており、8月に公募を開始し、10月に決定、12月議会において指定管理者の承認をいただいた後、1月に協定を締結する予定としている。</p> <p>次に施設の整備概要について、資料に基づき説明する。資料の2ページ、全体の整備方針については、現在の校舎を活かしつつ、エレベーター、渡り廊下及び南棟へのウッドデッキの新設、また、トイレの洋式化と多目的トイレの設置、各室へ空調設備の設置を中心とした改修を行う。北棟については、若宮小学校の歴史や地域を紹介するアーカイブ施設、地域活動支援室とし若宮校区住民の地域活動施設として整備するほか、クッキングスタジオ、多目的室を整備する。南棟の1階には、就学前の子ども、乳幼児を対象とした木のおもちゃ等を活用した木育推進拠点施設を中心に整備する。2階には、各種講座を開催するためのリカレントルーム、個人単位のワークスペースとして利用するコワーキングルーム、ものづくり講座等を開催するためのものづくり工房を整備する他、自由に利用できる交流スペースとしてコミュニティサロン</p>
------	---

	<p>を整備、3階には、創業支援のためのレンタルオフィスを5室、市民の皆さんが音楽活動を楽しむためのスタジオを整備する。</p> <p>また、開館時間と休館日につきましては、市内の公的施設を基準としながら週末のイベント開催等を考慮し、原則として月曜日を休館日とするほか、利用状況に応じて柔軟に対応できる内容としている。利用料については、類似の公共施設、民間施設の料金を参考に設定し、資料右端中段以降の表に各利用料金を示しているが、利用料金制度とするため、表記料金の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて決定することとなる。</p> <p>次に、3ページ、施設の活用方針について説明する。南棟1階の地域伝承プレイルーム、木育プレイルームについては、有償ボランティアの参画や多世代交流を見込んだ運営を予定しており、木育推進ルームについては、木育インストラクターを配置し、木育関連講座の開催等も予定している。2階のリカレントルームについては、愛媛大学、松山大学等と連携した専門的な講座や一般的な趣味の講座等も含め、広範囲な学びの場とする。コワーキングルームについては、東予産業創造センター等にも連携いただき、起業・創業を目指す方への支援の場となるような運営を目指す。3階のレンタルオフィスは、3年間を期限とする創業支援を目的に募集要項を設定し、IoT やスマートシティ等新分野で創業を目指す企業の誘致を考えている。その他の施設では、各種イベント等に対応する他、従来地域の行事やスポーツ活動等について、今まで通り、学校開放のルールに準じた活用する。プール及び給食棟につきましては、利用方法を限定せず、施設のコンセプトに合わせ、且つ収益を上げてもらえるような自主事業を指定管理者応募の際に提案いただくことを想定している。</p> <p>最後に4ページの全体図、まず、駐車場につきましては、敷地内に新たに約30台分の駐車場を整備する他、歩行者用通路、中庭広場、デッキを整備する。</p> <p>最後に施設のイメージパース図を添付しているので、ご確認いただきたい。</p>
市長	<p>ここまでの説明で、何かご質問、ご意見はないか。</p>
教育長	<p>地元との協議や理解についてどのようになっているのか説明していただきたい。</p>

地方創生推進課長	計画を作る段階から地元の方と協議しており、現在も今後のスケジュール、整備内容については地元の方に説明している。
教育長	同意は得られているのか。
地方創生推進課長	得られている。
市長	レンタルオフィスはサテライト的にも使えるのか。
地方創生推進課長	今のところは年間を通して入っていただけるよう検討しているが、状況に応じてそのような使い方も可能ではないかと考える。
市長	施設は「生涯活躍のまち拠点施設」となっているが、通称名等は考えないのか。
地方創生推進課長	8月ごろに愛称を募集したいと考えている。
市長	イメージがわからないが、7月からオープンに向けた広報を開始となっているが、ぜひみんなが関心を持てるような広報の仕方を考えていただきたい。
教育長	手を入れるのは校舎のみか。体育館等は対象ではないのか。
地方創生推進課長	校舎のみである。
教育長	車両が入る進入道については難しいのか。
企画部長	協議もしたが、交通量と横断歩道との距離などもあるようである。入口については、わかりやすく看板等の表示をするようにしている。また、家族で来る人には、イオンで買い物をした場合、そちらからくることができるよう、通路を設置するようにしている。
教育長	中に食べ物屋等は入らないのか。

企画部長	指定管理者が給食室を使って、中庭などで簡単な軽食をするなど何らかのサービスを提供することになると思う、
------	---

### 3 協議事項 (なし)

### 4 連絡事項

#### (1) 水防体制の変更について

危機管理統括部長	<p>水防体制の変更について説明する。</p> <p>今まで本誌の危機管理体制では、地震や津波等の大規模災害に対しては当初から災害対策本部を設置して対応し、風水害については、まず水防本部を設置して対応し、平成16年の集中豪雨災害のような市域の広範囲にわたるような大規模災害に達した時点で災害対策本部に移行するようになっていた。しかしながら、風水害が激甚化し、広範囲で大規模な被害をもたらしており、平時での防災普及、啓発から発災時の初動対応、避難所運営、応急復旧までの一連の対応について切れ目のない迅速かつ効果的な応急対策が求められていることから、去る5月21日に開催された新居浜市水防協議会において、水防組織を災害対策本部の組織に組み入れ、特別警戒態勢にあつては風水害を含め、総括する機関として災害警戒本部を設置することが決定された。ついては、東予地方に大雨警報等が発表された場合には、災害警戒本部を設置するので、各部局、各班において、新体制への移行について遺漏のないよう対応を願いたい。なお、6月5日に職員参集システム運用訓練並びに図上訓練を実施する。本部員については、対策本部に集まっていたのでよろしく願いたい。</p>
市長	<p>ここまでの説明で、何かご質問、ご意見はないか。</p> <p>これから雨のシーズンになるのでよろしく願いたい。</p>
加藤副市長	<p>避難場所について、予算で今までと違って新しく分散させて、備品を整備するという予算を出している関係で、これまでの避難所の数と今後増える数や、どこに増えるのか等決まっているのか。</p>

<p>危機管理統括部長</p>	<p>避難所事態は当初から公民館と小中学校については位置づけしている。プラスアルファについては、場合によって自治会館について耐震補強ができているところについては、避難所にしてほしいという話はあるが、現在は公民館や小中学校の指定されている避難所で対応は可能であると考えている。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>みんなに指定されている避難所の認識はあるのか。</p>
<p>危機管理統括部長</p>	<p>基本的に防災マップや各校区の防災訓練などで周知しているので、認識されていると考える。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>例えばホテルにいく助成について、社会的弱者の方、避難に時間のかかる方を優先的にすることもあるが、その方に対してどのように使えるかなど、制度を理解してもらい利用するようなことを考えていただきたい。また、再度、明確に避難場所がどこか、コロナ対策として3密を避けるためにみなさんにわかるようにしていただきたい。行政がわかっている、一般の方がわかるような方策を考えていただきたい。浸透することを考えていただきたい。</p>
<p>市長</p>	<p>コロナ対応の3密対応で、今回避難勧告を出すようになれば、いままでと今後の違いがわかるようなものについて、土砂災害警戒区域の箇所だけでも考えておかなければいけない。</p>
<p>危機管理統括部長</p>	<p>基本的に大きく分けて2段階で考えたらよい、新居浜市が出す第1弾というものは、いわゆる土砂災害警戒区域のレッドの区域で、現在も電話対応等により公民館に避難してもらっている。その対象者は300人程度で、3密を意識しても公民館で対応が可能である。コロナだからと言ってこれ以上の対応は必要ない。ただ、河川の氾濫の恐れがある場合等の避難勧告になったら足りない。その場合は地域によって、公民館等の高さの問題もあるので地域によって違ってくる。地域ごとにどうするかということについては、我々も地域に入って、時間はかかるかもしれないが、考えていかなければならない。各校区と相談しながら、ある程度明確なものを決めていかなければならない。</p>

加藤副市長	地元住民の方にいかに正しい情報が伝わっているかということが大切である。しっかりお願いしたい。
議会事務局長	水防本部から災害警戒本部に代わるということだが、市民周知について、今までは水防本部から周知されていたが、市民への周知について災害警戒本部からされるということを市民に周知する必要があると考えるがどうなのか。
危機管理統括部長	周知する。
市長	避難勧告はどの時点で行うのか。
危機管理統括部長	基本的には特別警戒態勢の中で出すことができる。
市長	災害警戒本部が出すのか。
危機管理統括部長	災害対策本部は被害が発生した段階で作るので、避難勧告を出すときには本部の状況になっていると考える。
市長	基準はあるのか。
危機管理統括部長	基本的には被害が出たかどうかで、本部長が決める。
市長	どの時点で変わるのかははっきりさせたい。
寺田副市長	警戒本部から本部への移行について、マニュアルを作成していただきたい。
市長	基準をつくるようにしていただきたい。  他になければ、以上で令和元年度第3回庁議を終わる。